

日 時：令和7年5月16日（金）10：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
高村委員、小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、梶田委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第322回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「令和6年度年次報告（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、令和6年度年次報告（案）について御説明いたします。

年次報告は、個人情報保護法第168条におきまして、「委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない」と規定されていることを踏まえ、資料のとおり取りまとめているものでございます。

内容について御説明させていただきます。資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料になります。本日は資料1-1を基に御説明いたします。

資料1-1の概要資料は、本体資料の第2章、令和6年度の委員会の所掌事務の処理状況の内容について、大きく四つの項目に分け、取りまとめております。

資料1 ページを御覧ください。一つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」としましては、令和6年6月に「中間整理」を公表し、「検討会」において、主に課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度について議論し、令和6年12月に議論の状況を整理した報告書を取りまとめました。また、「検討会」と並行し、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めるため、有識者、経済団体・消費者団体等からヒアリングを行いました。

さらに、令和7年1月には、「今後の検討の進め方について」を委員会において決定し、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理しました。

くわえて、令和7年3月には、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を委員会において決定し、制度的な論点全体について、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示しました。

つぎに、「個人情報保護制度の一元化」に関する取組としましては、令和3年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用のため、地方公共団体等からの照会に対して必要な助言等を行うとともに研修会の開催等を行いました。また、「個人情報保護法等に基づく個人情報の利活用等」に関する取組としましては、PPCビジネスサポートデスクにおける相談受付や内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局を務める「データ利活用制度・システム検討会」におけるデータ利活用制度の在り方の検討への参画を行いました。

つぎに、資料2ページを御覧ください。「個人情報保護法に基づく監督等」に関する取組としましては、個人情報取扱事業者等に対する監督として株式会社NTTマーケティングアクトProCXから個人データ等の取扱いの委託を受けたNTTビジネスソリューションズ株式会社の派遣社員がProCXの委託元の民間事業者等の顧客等の個人データ等を不正に持ち出した事案に対する指導等を行いました。

その他の重大な事案については、別紙及び本文9ページから10ページに記載しております。

このほか、令和6年度から、委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく情報提供をするとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」の公表を行いました。

また、令和6年12月から、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を新たに四半期ごとに開催することとしました。

資料3ページを御覧ください。二つ目の項目は、「マイナンバー法に関する事務」でございます。「マイナンバー法に基づく監督等」に関する取組としましては、埼玉県熊谷市から個人番号利用事務の一部である業務を委託されていた株式会社アクト・ジャパンが熊谷市の許諾を得ずに当該業務を関連会社である株式会社アーバンシステムに再委託した事案について指導を行いました。

また、令和6年度から、委員会の監視・監督活動について国民に対しより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」の公表を行いました。

つぎに、「特定個人情報保護評価」に関する取組としましては、改正後の特定個人情報保護評価指針の円滑な施行のため、全国向け担当者説明会を行うなどしました。

また、「マイナンバー法第19条第9号規則に基づく届出の受付」に関する取組としましては、独自利用事務の情報連携の更なる活用促進に向けて制度の周知活動を実施しました。

資料4ページを御覧ください。三つ目の項目は、「国際協力」でございます。1番目の「個人情報を安全、円滑に越境移転することができる国際環境の構築」に関する取組としましては、EUによる日本に対する十分性認定の対象範囲の拡大に関して両者間の協議を

可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させる旨の共同プレス・ステートメントを発表し、英国との間でも、令和6年8月から英国による日本に対する充分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を開始しました。令和6年11月には、委員会が主催したAPPAフォーラム本会合及びサイドイベントにおいてDFFTに関するパネルディスカッションに委員及び専門委員が登壇し、委員会の取組について発言を行いました。

また、2番目の「執行協力を含む関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築」に関する取組としましては、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル内の「執行協力作業部会」において執行協力の促進に関する文書の作成に取り組み、同文書が第4回ラウンドテーブルにおいて同作業部会の成果文書として採択されました。

3番目の「国際動向の把握及び情報発信」に関する取組としましては、国内の事業者の国際的な活動に資するため、個人情報保護に関する海外の法制度の情報や動向について委員会のウェブサイト上で情報提供を行いました。

資料5ページを御覧ください。最後の四つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。

まず、「相談受付」に関しては、個人情報保護法相談ダイヤルにおいては、民間部門では個人データの第三者提供に関する質問が、公的部門では地方公共団体等における保有個人情報の利用及び提供の制限に関する相談が、マイナンバー苦情あつせん相談窓口においては、特定個人情報の安全管理措置に関する質問が多く寄せられ、苦情に対しては必要に応じてあつせんの申出を受け付けました。

また、個人情報保護法相談ダイヤル等の受付状況につきましても、国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における個人情報等の適正な取扱い、相談者と事業者又は行政機関等との間の自主的な苦情の解決に資するよう、令和6年度からそれらを取りまとめた上で公表することとし、令和6年度第2四半期分から公表しました。

つぎに、「広報及び啓発」に関する取組としましては、説明会等への講師派遣や出前授業の実施、パンフレットやポスター等配付のほか、委員会公式YouTubeチャンネルを開設し、個人情報保護制度の理解醸成のための情報発信を強化しました。

内容については以上となります。

今後、閣議請議等の手続を経まして国会へ報告し、国会報告後に委員会のホームページに公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

報告書案をお取りまとめいただきましてありがとうございます。修正等のお願いはござ

いません。

記載内容につきまして、1点、今後の検討課題として述べさせていただきます。年次報告には、当該年度の活動内容に加えて年度当初に活動方針等として掲げた目標に対する達成度や主要な業績指標の経年比較分析などの記載を充実させていただくと、よりPDCAが明確になるとともに、国民に対する説明責任もより効果的に果たせることになるのではないかと考えます。御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、私から述べさせていただきます。

いろいろと御説明ありがとうございました。この年次報告を通じまして令和6年度を振り返り、主なものを挙げてみたいと思います。

個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」につきましては、「中間整理」を公表した後、「検討会」において主に課徴金制度及び団体による差止請求制度・被害回復制度について議論し、また、並行して、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めるためのヒアリングを行うなど、関係者との対話も重ねながら取組を進めてきました。これらを踏まえ、制度的な論点を再整理し、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示すなど、見直しに向けた検討に一定の進展があったものと思います。

監視・監督につきましては、漏えい等事案に関する報告の処理件数について、個社要因によるところもありますが、前年度比で倍増しており、委員会が社会から求められる役割はますます増大していると実感しています。そのような中、令和6年度より事業者等における適正な個人情報及び特定個人情報の取扱い等に資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」、「漏えい等報告の処理状況」及び「総合的な案内所等の受付状況」の公表を開始したことは意義のある取組だと思います。

国際協力につきましては、令和6年11月に委員会が主催した第62回APPAフォーラム本会合及びサイドイベントにおいて、委員及び専門委員が登壇し、委員会の取組について積極的に発信し、議論に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めることができたと思います。また、DFFT推進の観点から、特にEU及び英国との十分性認定の対象範囲を拡大させるための協議を大きく進展させることができました。

今後とも、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の任務を果たすことで、引き続き国民の皆様の期待や信頼に応えていくことが重要と考えるところです。

私からは以上です。

ほかにごいませんか。よろしいでしょうか。

よろしければ、本報告案につきまして、修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、今後、閣議請議等の国会報告に向けた手続を進めたいと思いますが、よろしい

でしょうか。また、その際、技術的な修正については私に一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退席)

○大島委員長代理 議題2「有限会社ビジネスプランニングに対する個人情報保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 資料2を用いて説明させていただきます。

まず1番目に「命令の内容」といたしまして、法第19条（不適正な利用の禁止）の規定に違反する個人情報の提供を直ちに中止すること、加えまして、法第19条の規定に違反する個人情報の提供を一切行わないよう、5月30日までに確実な体制整備を行うことを命令したいと考えております。

2には「命令の理由」の内容を記述させていただいております。

続いて、「3 勧告の内容」において、ビジネスプランニングにおける個人情報の取扱いについて、法第29条の確認記録を適切に行い、保存することを勧告したいと考えております。

4にはその「勧告の理由」を記述させていただいております。

それらの履行状況を確認するため、5月30日までに確実に整備した体制について報告すること、また、本件命令発出後1年間は1か月ごとに個人データの第三者への提供状況及び提供時の確認状況を報告することを報告等の求めとして求めたいと考えております。

最後に、「本件対応と政府全体の特殊詐欺対策」について、全体に公表したいと考えております。令和7年4月22日に犯罪対策閣僚会議において決定された、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」においては、特殊詐欺対策として闇名簿対策を推進することとされており、警察は、特殊詐欺の捜査の過程で悪質な「名簿屋」等の事業者を把握した場合に当委員会に対して積極的な情報提供に努めることなどとされ、当委員会は、「名簿屋」等の事業者において法上問題となる事態が確認された場合には、厳正に対処していくこととされております。

本件は、ビジネスプランニングが提供した個人データが特殊詐欺等の違法行為に利用され、個人データに係る本人の重大な権利利益が侵害される事態である上、意図的に法違反が繰り返されていたものであって、法令違反の重大性が極めて悪質な事案であります。今後も、当委員会は犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な「名簿屋」に対しては、総合

的な案内所に寄せられる苦情などの情報等や警察から提供された情報を踏まえ、不断の監視を行うとともに、必要な調査を行い、法上問題となる事態が確認された場合には、引き続き厳正に対処していくこととするという当委員会の姿勢を公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見もないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。